

変更届に係る添付書類一覧表

※受任先の変更については、1年以上の営業経験を有していることが必要です。

- (1) 競争入札参加資格審査申請の記載事項に変更が生じた場合は、「競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届」の他に次の添付資料を提出してください。
- (2) 「競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届」、「委任状」、「別紙(使用印鑑変更届)」は必ず本市の様式を用いて作成してください。
- (3) 添付書類は原本ではなく「写し」の提出で問題ありません。ただし、「※」が付いている書類は、**原本の提出が必要**になります。
- (4) 謄本及び各種証明書類(写しを含む。)は、**申請日から遡って3か月以内に発行されたものに限ります。**
- (5) 原則、登記簿謄本等の添付書類が全て揃った状態での提出となります。ただし、商号や代表者を変更し、登記手続き中に入札参加等を予定している場合は、登記簿謄本の提出に代えて、取締役会議事録等と登記申請受付票の写しの添付をもって変更手続きが可能です。この場合は、登記手続き終了後に登記簿謄本等の写しを追加提出してください。

No.	項目	添付資料①(必須)	添付資料②(事例に応じて併せて添付)	確認事項/備考
1	代表者 (本社・本店の代表取締役等)	・登記簿謄本 ・印鑑証明書	【受任者を置いている場合】 ・委任状※	○美印、使用印鑑に変更がないかご確認ください。
2	受任者 (支社・支店の支社長、支店長等)	・委任状※ (例: 本社の代表取締役から支社長への委任)	—	○使用印鑑に変更がないかご確認ください。
3	美印	・印鑑証明書 ・別紙(使用印鑑変更用)※	—	○代表者、受任者に変更がないかご確認ください。
4	使用印鑑	・別紙(使用印鑑変更用)※	—	○代表者、受任者に変更がないかご確認ください。
5	所在地(本社・本店)	・登記簿謄本	—	○郵便番号、電話番号等の連絡先に変更がないかご確認ください。
6	所在地(支社・支店)	—	【都道府県をまたぐ変更の場合】 ・受任先が所在する都道府県の納税証明書 ⇒取得不可の場合→財務諸表等+受任先が所在していた前都道府県の納税証明書 【市区町村をまたぐ変更の場合】 ・受任先が所在する市区町村の納税証明書 ⇒取得不可の場合→財務諸表等+受任先が所在していた前市区町村の納税証明書	○郵便番号、電話番号等の連絡先に変更がないかご確認ください。
7	連絡先 (電話番号・FAX番号・メールアドレス)	—	—	○メールアドレスは当市からの契約に関する種々の連絡に対応できるものとしてください。
8	資本金	・登記簿謄本	—	—
9	商号	・登記簿謄本 ・印鑑証明書 ・別紙(使用印鑑変更用)※	【受任者を置いている場合】 ・委任状※	—
10	業種(追加)	・追加する業種の許可書等 【例】 工 事: 建設業許可書(変更した業種) 経営規模等評価結果通知書 コンサル: 現況報告書(確認印押印済のもの) 許可証明書 物品・役員: 資格証明書(登録証明書、許可証等)	—	○当市の競争入札参加資格審査申請時に申請された地域区分により、次のとおり対応します。 【市内業者】…石巻市内の本店・支店・営業所等により登録されている者 ⇒工事の格付け以外は追加可能。 ⇒ 工事の格付けは追加不可。 (工事の格付けは競争入札参加資格審査申請期間中のみ追加可能。) 【市外業者】…石巻市外の本店・支店・営業所等により登録されている者 ⇒ 全ての業種について追加不可。 (競争入札参加資格審査申請期間中のみ追加可能。)
11	業種(削除)	—	—	○市内業者、市外業者にかかわらず随時受け付けておりますので、速やかに変更届を提出してください。
12	合併	合併先の次の全ての書類 ・登記簿謄本 ・独禁法9条～16条までの規定による許可申請書、届出受理書(該当する場合のみ) ・委任状※ ・印鑑証明書 ・別紙(使用印鑑変更用)※ ・営業所一覧表	【工事登録の場合】 ・経営規模等評価結果通知書 ・建設業許可書 【建設業廃止の場合】 ・廃業届 ⇒建設業許可の一部を廃業する場合は廃業届の提出は不要	—
13	営業譲渡	営業譲渡先の次の全ての書類 ・譲渡契約書 ・登記簿謄本 ・国又は県において、合併に順ずる譲渡として認められた文書 ・独禁法9条～16条までの規定による許可申請書、届出受理書(該当する場合のみ) ・委任状※ ・印鑑証明書 ・別紙(使用印鑑変更用)※ ・営業所一覧表	【工事登録の場合】 ・経営規模等評価結果通知書 ・建設業許可書	○資本比率により登録内容の変更を受けられない場合があります。
14	支社から本社へ登録を移行	・登記簿謄本 ・別紙(使用印鑑変更用)※	【都道府県をまたぐ変更の場合】 ・本社が所在する都道府県の納税証明書 ⇒取得不可の場合→財務諸表等+受任先が所在していた前都道府県の納税証明書 【市区町村をまたぐ変更の場合】 ・本社が所在する市区町村の納税証明書 ⇒取得不可の場合→財務諸表等+受任先が所在していた前市区町村の納税証明書	○代表者、所在地、連絡先等に変更がないかご確認ください。 ○ 工事の格付けは不可。 (工事の格付けは競争入札参加資格審査申請受付期間中のみ申請可能。)
15	本社から支社へ登録を移行	・委任状※ ・印鑑証明書 ・別紙(使用印鑑変更用)※	【工事登録の場合】 ・営業所一覧表 【都道府県をまたぐ変更の場合】 ・受任先が所在する都道府県の納税証明書 ⇒取得不可の場合→財務諸表等+本社が所在していた前都道府県の納税証明書 【市区町村をまたぐ変更の場合】 ・受任先が所在する市区町村の納税証明書 ⇒取得不可の場合→財務諸表等+本社が所在していた前市区町村の納税証明書	○代表者、所在地、連絡先等に変更がないかご確認ください。 ○ 工事の格付けは不可。 (工事の格付けは競争入札参加資格審査申請受付期間中のみ申請可能。)